



水面鏡三十六人集（小林利久氏蔵）

# 芭蕉の谷村流寓と 高山鹿米埜

## 中町大神宮と高山家

中町大神宮は、当時、高山傳右衛門屋敷の東方、御伊勢山の尾根に祀られていた。この山は里吉権之助の持山で、里吉家の鎮守として祀られていたものである。

貞享二年（一六八五）売買契約により里吉長右衛門から中島金左衛門に売渡したもので、翌三年七月に中島氏の寄進により、以後中町の惣鎮守として祀られ、この時をもって大神宮創立の年としている。

甲斐国志（文化十一年刊）の草稿である「両谷村」には、次のように誌されている。

大神宮 中町の東南向日山ニアリ、古へ此ヨリ東、山ノ中腹乙岩ノ西北ノ尾上ニ有芝地今ニ御

伊勢山ト云フ、神明勧請ノ地ナレバナリ。

欄外 元里吉権之助鎮守ナリト云、今中町ノ惣鎮守トス。

伊勢大神宮社 干時貞享三丙寅 七月吉日。

貞享二年五月二十六日、吉里長右衛門ヨリ此山中島金左衛門ニ売渡、証文金左衛門ノ家ニ存セリ(甲斐国志草稿に記録あり)

神鏡一面 経六寸 奉掛御宝前諸願成就所 人見石見守藤原吉次、貞享四歳丁卯 五月吉日 背銘有

施主高山傳右衛門尉平繁文妻

神鏡一面 経六寸中央剣カタバミノ紋アリ重雲台ニ載ス、相伝此鏡古来ノ物ナリト。

画絹一 円相ノ中ニ朱ニテ国常立尊、天照大神ト並テ書キ、

其下ニ墨ニテ伊勢大神宮ト書ク 函上ニ奉納御宝前願主

高山傳右衛門 元禄元年辰霜月十六日

拜殿造宮ハ延享四年卯八月

高山家は秋元侯が谷村城へ転封した当初より中町に居住し、代々敬神崇仏の心厚く、屋敷の東方に鎮座する大神宮を崇拜し、大神宮が中町の惣鎮守となったのを機会に、貞享四年(一六八七)五月傳右衛門は妻の名儀で神鏡を二面奉納し、また傳右衛門も翌元禄元年(一六八八)に第八の



高山繁文の妻寄進の神鏡裏面

宮良純法親王の御筆になる伊勢大神宮の画絹一幅を奉納した。

この良純親王の御神体について、其進は「両谷村」の中で次のように誌している。

「神体ハ八宮染筆ニテ高山氏奉納トアレド、八宮御帰洛ハ万治二年六月二十七日ナリ、元禄元年(傳右衛門が奉納した年)ニ至リテ凡ソ三十年、奉納ノ年月此ノ如ク甚ダ延引スベカラズ、恐ラク八宮御筆ニテハ有ベカラズ」

と否定している。これらのことを知る資料として、享保十八年(一七三二)中町若者中の御日待講の記録が「両谷村」にある。

享保十八載二十八日御日待講帳谷村中町若者中

抑当天照皇両大神宮諸産往来之儀ハ、当城主秋元但馬守様(越中守富朝の誤りで、書いた年が但馬守喬朝のとき)御知行所之節、京都第八宮様甲府石水井路村(積水寺村)元法寺(興国寺の誤り)誓尊座之時、但馬守様(越中守の誤り)御預り守□□□□御家臣高山傳右衛門殿(繁文)御越被成而御頂越之所、当所中島金左衛門持山分(貞享二年買収)山上へ前々御宮有之候処御納被成候、然所山上ニ而ハ参借之面々稀ニ候、依テ去ル子(享保十七年)九月山上ヨリ当所江奉仕替、町中勢力ヲ以テ建立仕候、猶永々当地繁昌御神忠有テ□致連名所仍而如件

享保十八年八月九日

中島源内外二十名(氏名消略)

「( )内は編者註」

この記録の内容は、第八宮良純親王が甲州へ蟄居され、積水寺興国寺におられた時、谷村城主秋元富朝が守護の任に当たった。その後、高山傳右衛門がお越しになり、大神宮が山上にあった時に、良純親王の御筆になる画絹を奉納された由来が書かれているものである。

#### 第八宮良純親王について

良純法親王は、百七代後陽成天皇の第八皇子で、大典侍具庭田大納言源重貞の女を母とし、慶長九年（一六〇三）に誕生した。

同十九年親王宣下、直輔と称し、八の宮とよんだ。元和五年（一六一九）九月、家康の養子というかたちで知恩院に入室し、同院二十九代満誉尊照上人について得度、法名を良純と称し、知恩院初代の門跡となり、寛永九年（一六三二）二品に叙せられた。親王は和歌を詠み、また能筆家としても知られた。

寛永二十年（一六四三）十一月、四十歳のとき事情があつて勅勘をこうむり、位を召し上げられて甲州に配流された。はじめに志摩の庄湯島の里（甲府市湯村）に蟄居したが、寒風をいとして山梨郡北山筋積翠寺村（同市）興国寺に移り、さらに明暦元年（一六五五）八代郡西郡筋上野村（三珠町）菓王寺に移った。この時の住職は石田三成の三男深長房清幽（延宝四年九月十日化す）であつた。

万治二年（一六五九）六月二十二日、勅免により帰洛し泉湧寺に住したが、寛文四年（一六六四）四月十三日、北野に新居を造つて移り、同九年八月、六十六歳をもって薨去された。

親王が甲州へ配流された原因であるが、親王は当時能筆をもつても名高かつた島原の遊女三芳野になじみ、しばしば足を運んだが、三芳野の死にあい「都をば花なき里となしにけりよし野を死出の山に移して」と詠ったことが幕府の指弾するところとなり、勅勘をこうむつたと伝えられている。

また、甲州へ御下りのとき愛智川にて「愛知川わたれと千鳥鳴ぬなり誰が偽りの名にや立らん」と詠じたのが、再び天皇の怒をこうむり、今後は和歌も詠んではいけないとの勅勘があつたこのことで、甲州での詠歌はないと云われている。

親王の父後陽成天皇、兄の後水尾天皇の時代は、幕府の創設期にあたり、表面は朝廷を崇拝しながらも反面は抑圧策をとり、慶長十八年には、天皇、摂家、門跡など公的な行動全般を規制した「禁中並公家諸法度」を法令化した。

親王の兄弟は、九人まで出家して仏門に入っており、親王の遊里への出入りも、幕府に対する不満の表れだと言われている。

親王が甲州に配流のとき、その保管の任にあつたのが、谷村城主秋元越中守富朝で、親王の近くに番屋を設け、家来及び足輕をつけて甲州配流の十六年間、日夜心をくばり守護した。しか

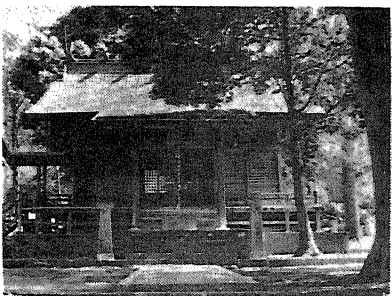
し富朝は親王がゆるされて帰洛した二年前に他界した。大神宮に奉納された親王の御真筆は、繁文の父文左衛門孝繁の時代で、表立って寄進等ができず高山家に秘蔵されていたものである。

元禄十五年（一七〇二）天神町天満宮に秋元家臣堀十太郎重矩、同門太郎が、親王のご真筆になる「天満宮神号」を奉納されているが、これも帰洛より四十三年を経過しており、繁文も大神宮が中町の惣鎮守となったのを機会に奉納したとみてよいと思われる。

このご神体は、二百九十余年を経過している今日ではあるがいつの頃か失われ現存していないことが惜しまれる。

参考 「甲斐国志」「両谷村」「郷土史辞典・山梨県」

「つるのふるか」と「秋元家譜」



現在の大神宮社